

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 21 年度第 6 号
通 算 第 476 号
平成 21 年 10 月 7 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

平成 22 年度向け合理化計画について

9 月 28 日午後 7 時から午後 8 時まで、中央公民館小ホールにおいて、平成 22 年度向けの合理化計画にかかる交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

従前より、翌年度向けの各事務事業の合理化に係る提案は、実施時期の半年前に行うことを労使間の約束としてきたところである。本年度についても平成 22 年度向けの各事務事業の民間委託等による合理化について提案、協議を行った。

組合への提案

平成 22 年度向け合理化等提案予定項目

[別紙](#)

平成 22 年度向けの交渉にあたって

(総務局長)

本市の財政運営がこれまでにない危機的な状況に瀕していることは既に周知のことである。それゆえ、4 月から期末手当の削減を提案、協議することとなったものであり、その際には組合に協力を頂いたことについて、この場を借りて御礼申し上げたい。

しかしながら、8 月に示された人事院勧告においては、特に期末勤勉手当を中心とする大幅な引下げが示されている。一部では、景気の底打ち、回復基調が報道されることもあるが、7 月の失業率は過去最悪となるなど、実際に市民生活へ反映されるには、まだまだ程遠いのが実情である。当然のことながら、市財政運営にまで景気回復の影響が現れることはまったく不透明な状況であり、平成 22 年度以降の市政運営について、過酷なまでの効率化・合理化が求められることになると思われる。

そのような局面であることを理解し、念頭においていただいたうえで、本日の提案課題について、労使で緊密に協議を行い、ご協力をお願いしたい。

具体的な交渉内容

平成 22 年度向け合理化等提案項目

課題の要旨

当局から、平成 22 年度向け合理化提案の具体的な内容について説明した後、協議に入った。合理化項目としている業務は以下のとおり。

・業務課・不法投棄防止対策業務の移管

不法投棄防止対策の一環として実施している巡回パトロールや不法投棄物の早期収集の業務等を環境整備事業公社に移管する。

・公園等維持管理業務の委託

現在、直営で実施している業務の一部を委託する。

・道路維持管理業務の委託

現在、直営で実施している業務の一部を委託する。

・小学校給食調理業務の委託

経費の抑制を図りながら、学校給食内容を充実させるとともに、より安全な給食を引き続き提供するため、来年度から新たに 5 校の給食調理業務を委託する。

主な質疑の内容

組合の主張	当局の回答
提案項目以外に民間委託等による合理化は考えていないのか。	来年度実施分は提案項目だけである。
今回の提案による職員定数の削減分だけでは定数削減の目標数まで開きがあるが、残りはどうやって減らすのか。	残りはシステム化による業務量の減を図ったり、執行体制を見直すなどして定数を見直していきたい。
執行体制の見直し等についての定数削減は何が見直されたか不透明であり、我々にも提案すべきである。	これまで同様、民間委託等による勤務条件の変更を伴うものについては提案項目としているが、それ以外の定数の見直しは管理運営事項であり提案することは考えていない。

<p>民主党により国の政権が変わり、10月から生活保護における母子加算の復活や後期高齢医療制度の見直し、子ども手当の支給など事務の増加が想定される。政権が変わったことも踏まえ市としてどういった対応を考えているのか。</p>	<p>政権交代により、今後4年間で国のシステムが大きく変わることが考えられる。注目を集めている子ども手当等の政策実施には相当な予算が必要なため、中期的な財源保障は不透明なものとなっており、市にどういった影響があるのか注視している。来年度については予算の見直しにより実施することであり、我々も準備を進める必要があるが、実態がまだ不透明であり積極的には動けない状況である。</p>
<p>業務課・不法投棄防止対策業務の移管について</p> <p>移管による効果額はいくら見込んでいるのか。</p>	<p>人件費分の効果額で13,590千円を見込んでいる。</p>
<p>「委託」と「移管」の違いは何か。</p>	<p>業務の一部を委ねるものについては「委託」とし、業務自体の実施主体を移すものについては「移管」として整理している。</p>
<p>業務移管後も不法投棄の業務に従事していた作業長1名が配置されたままというのであれば「移管」ではないのではないのか。</p> <p>1名だけ残して何をさせるのか。</p>	<p>業務自体は環境整備事業公社へ任せることになるため「移管」として整理している。</p> <p>作業長には、不法投棄排出業者が判明した場合の行政指導、地元住民との協議、公社や警察との調整など市職員でないとできない業務を担っていただく。</p>
<p>不法投棄があったら、今は市の家庭ゴミ案内ダイヤルに連絡するが、今後は公社に直接連絡してもらったらいいわけで職員を残しておく必要がないのではないのか。</p> <p>路上の不法投棄は、道路を管理する立場から道路維持担当が処理すべきだが、処理する所がないので業務課が収集しているだけである。業務課は道路維持管理者ではなく公権力の行使はできない。警察の協力を求める時は我々も警察に連絡して説明するだけであり、公社職員でもできる。</p>	<p>警察の協力を求めるような処理困難事例は市が担う必要があると考えている。警察に連絡するだけでなく、住民との調整が必要となる場合など単純な収集だけでは終わらない業務もある。そういった公社職員にはなじまない業務があるため作業長の配置が必要となる。</p>

<p>公園等維持管理業務及び道路維持管理業務の委託について</p> <p>どういった業務を委託するのか。</p>	<p>公園等維持管理業務については公園施設の砂場の砂入れや樹木の植栽等の業務を、道路維持管理業務については緊急性を要しない道路舗装の劣化やがたつきの補修等の業務を委託したいと考えている。</p>
<p>委託契約はどういった方法になるのか。</p>	<p>業者選定は契約・検査課へ一任した上で、業者と単価契約を結び、必要があれば発注するといった手法になる。</p>
<p>今回の業務は、平成 15 年度に民間委託導入について協議した際に、緊急性の高いもの、市民の安全性への影響が高いものについては直営で行っていくこととし、それ以外の業務については委託もやむを得ないとして合意した。その時の整理は労使で非常に時間をかけて行ったものである。その経緯を無視し、なぜさらに委託ができるというのか。</p>	<p>平成 15 年度の建設支部との協議の中で、作業ごとに必要となる業務時間を決めていったが、今回の提案は当時の整理を基本にその後の時間の経過もある中で、再度検討した結果、一部の業務は委託がなじむという整理を行ったものである。</p>
<p>もともと 6 地区に分散していた業務を土木事務所に集約した際の説明も市内全域を一元化するスケールメリットによる効果が得られるとのことだったが、一定の業務量になったらその業務を委託すると言い出した。当局はその時々でいいように説明を変えている。現場で働くものの気持を考えて欲しい。</p>	<p>前回の整理から 6 年経っており、状況も変わっている。一回決めたら変えられないというのはおかしい。現場の取扱いについては職場協議会等を活用し協議を行い、来年度からの実施に向けて協力をお願いしたい。</p>
<p>職場協議会に付すということは、業務内容の精査いかんによっては定数減として示されている人数も変わることもあるということか。削減数にとらわれず業務内容を精査することが重要である。</p>	<p>提案した人数を基本として、委託に関連する業務の細部について内容を詰めていきたい。</p>
<p>小学校給食調理業務の委託について</p> <p>委託による効果額はいくらか。</p>	<p>来年度の 5 校の委託により 33,231 千円を見込んでいる。</p>

<p>効果額は実際に配置されている現員数からの積算なのか。定員数からの積算なのか。</p>	<p>効果額は、給食調理業務を行うための必要人数を定めた配置基準上の職員数と、さらに給食内容の充実を図るためには直営の場合 2 名の嘱託員を増員する必要があるため、その人件費も含めて効果額を算定している。</p>
<p>毎回、給食調理業務の委託による効果額の算出は配置もされてない人数を根拠にしており、おかしい。実際に配置されている現員数を基に算出すべきである。</p>	<p>これまでも給食調理業務の委託による効果額は同様の手法で算定してきている。途中で算定方法を変えると効果が分かりにくくなる。</p>
<p>当初、平成 20 年度からの 4 年間で 4 校・4 校・18 校・18 校と委託する計画が 4 校・4 校・5 校となった時点で実施計画が変わっている。なぜ変更したのか。これで 4 年間での実施が不可能であるのは明確であり、提案事項の変更になる。きっちりと変更の提案メモを示すべきである。</p>	<p>現在、学校耐震化推進計画に基づく耐震診断結果の状況を踏まえる必要が生じているため、来年の 5 校以降については未定であり、現在教育委員会で検討が行われている。また、これまでも組合への提案は単年度ごとに委託校数を示してきており提案の変更ではない。</p>

課題解決への方向性

引き続き詳細については支部で協議していくこととした。

平成 22 年度向け 合理化等提案項目（メモ）

H21.9.28

1 業務課・不法投棄防止対策業務について

目的

業務課で実施している不法投棄防止対策業務の一部を環境整備事業公社に移管する。

実施内容

不法投棄防止対策の一環として実施している巡回パトロールや不法投棄物の早期収集の業務等を環境整備事業公社に移管する。

実施時期

平成 22 年 4 月 1 日

人員

正規職員 6 名

2 公園等維持管理業務の委託

目的

現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図る。

実施内容

現在、直営で実施している業務の一部を委託する。

実施時期

平成 22 年 4 月 1 日

人員

正規職員 3 名 再任用週 30 時間勤務職員 1 名

3 道路維持管理業務の委託

目的

現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図る。

実施内容

現在、直営で実施している業務の一部を委託する。

実施時期

平成 22 年 4 月 1 日

人員

正規職員 3 名 再任用週 30 時間勤務職員 1 名

4 小学校給食調理業務

目的

経費の抑制を図りながら、学校給食内容を充実させるとともに、より安全な給食を引き続き提供する。

実施内容

以下の5校について、給食調理業務を委託する。

(成文小学校・立花西小学校・立花北小学校・七松小学校・武庫の里小学校)

実施時期

平成22年4月1日

人員(配置基準ベース)

正規職員 10名

以上
(給与担当)